

大和市告示第141号

大和市重度障がい者住宅設備改良費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成27年6月30日

大和市長 大木 哲

大和市重度障がい者住宅設備改良費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱

大和市重度障がい者住宅設備改良費助成事業実施要綱（平成20年大和市告示第59号）の一部を次のように改正する。

第1条中「保護者」を「保護者等」に改める。

第2条第1号中「（以下「障がい者」という。）」及び「の各号」を削り、同号ア中「身体障がい者福祉法」を「身体障害者福祉法」に、「身体障がい者手帳」を「身体障害者手帳」に、「身体障がい者福祉法施行規則」を「身体障害者福祉法施行規則」に改め、同条第2号を削り、同条第3号中「障がい者」を「重度障がい者」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とし、同条第5号中「障がい者」を「重度障がい者」に改め、同号を同条第4号とする。

第4条を次のように改める。

（対象者）

第4条 助成の対象者は、次の各号に掲げる改良工事等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

- (1) 前条第1号に規定する改良工事 第2条第1号ウに該当する身体障がい者又は知的障がい者
- (2) 前条第2号に規定する設置工事 第2条第1号アに該当する身体障がい者
- (3) 前条第3号に規定する設置工事 第2条第1号イに該当する身体障がい者

2 前項の規定にかかわらず、当該年度の市町村民税（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税をいい、同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）が課税されている世帯（以下「市町村民税課税世帯」という。）であって、所得割（同法第292条第1項第2号に規定する所得割をいう。以下同じ。）の額が160,000円以上の世帯に属する者は、助成の対象としない。

第5条第1項中「経費の額」を「費用（以下「対象費用」という。）」に、「別表第1に規定する自己負担額」を「対象費用に別表第1の階層区分に応じ、それぞれ同表に定める自己負担割合を乗じて得た額（1円未満の端数は、これを切り捨てる。以下「自己負担額」という。）」に改め、同条第2項中「別表第1に定める」を削り、同項ただし書中「前項の工事に要する経費」を「対象費用」に改め、同条第3項中「別表第1に定める」を削り、同項ただし書中「第1項の工事に要す

る経費」を「対象費用」に改め、同条第4項中「第3条第1号から同条第3号までに規定する」を「第3条各号に掲げる」に、「前3号」を「前3項」に、「加算する」を「合算する」に改める。

第6条第1項に次のただし書を加える。

ただし、第2号に掲げる書類については、申請者の同意を得た上で本市においてその内容が確認できる場合、当該書類の提出を省略することができる。

第6条第1項第2号を次のように改める。

(2) 市町村民税課税（非課税）証明書

別表第1を次のように改める。

別表第 1（第 5 条関係）

階層区分		自己負担割合
第 1 階層	生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）の規定による保護を受けている者の属する世帯（単給世帯を含む。）又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）の規定による支援給付を受けている者の属する世帯	0
第 2 階層	第 1 階層には該当しない、市町村民税が非課税の世帯（全ての世帯員が当該年度の市町村民税が課税されていない者（地方税法第 3 2 3 条の規定により市町村民税が免除された者を含む。）である場合に限る。）	0
第 3 階層	市町村民税課税世帯（所得割の額が 1 6 0, 0 0 0 円未満の世帯に限る。）	3 分の 1

備考

- この表において、世帯とは、助成の対象者の扶養義務者以外の者を除く生計を一にする者の集まり又は独立して住居を維持する助成の対象者をいう。
- 住居を一にしていない者であっても、助成の対象者と生計を一にすると市長が認めるものは、これを助成の対象者と同一の世帯の世帯員とみなして階層区分を認定する。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。